

氏名：青木 究

登録番号：01081165

所属単位会：東京都行政書士会

事務所名称：行政書士青木キワム事務所

事務所所在地：東京都杉並区下高井戸2丁目10番3-806号

処分年月日：平成20年4月30日

処分内容：3月間の業務の停止（期間は平成20年5月1日から同年7月31日まで）

処分理由：青木行政書士は、依頼人から慰謝料請求の相談を受け、内容証明の作成等を委任されたが、後日、依頼人から委任解消を伝えられたところ、依頼人に対し、「私がニュートラルなら、向こう側につく選択肢もあるのでは?!」、「私を排除するなら、それなりの处世術はあります。事件を知っているだけに。」とのメールを送った。

また、依頼人が弁護士を代理人として東京都行政書士会に対し、青木行政書士の懲戒請求を申立てたところ、当該弁護士が青木行政書士との直接の面談を拒否しているにもかかわらず、当該弁護士の実家に架電したり、「所属弁護士会に申立致す所存」、「法務省に人権侵害、業務・営業妨害等で上申致します」、「虚偽告訴等で刑事告訴を講じる所存」などの文言や、東京都行政書士会が当該弁護士との面談を了解していると記載した文書を郵送して、面談を求めた。

さらに、自身のブログに当該弁護士について、「下記条文の通り、刑法抵触の疑義・嫌疑あり」との内容を掲載し、不特定多数に公開した。

これらの青木行政書士の行為は、依頼人と代理人にとって不安感や不信感を抱かざるを得ないものであったと考えられる。

このことは、信用・品位の確保を責務とする行政書士としてふさわしくない重大な非行であり、行政書士法第10条の規定に違反する。